

## あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会要綱

### (設置)

第1条 あま市給食における食物アレルギー対応に関し、学校関係者等から広く意見を聴取するため、あま市給食における食物アレルギー対応検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市給食における食物アレルギー対応基本方針に関すること。
- (2) あま市給食における食物アレルギー対応マニュアルに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

### (構成)

第4条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校関係者
- (2) 保護者代表
- (3) 学校給食関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 消防機関関係者
- (6) 教育委員会関係者
- (7) 保育園関係者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第5条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校給食センター課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。